

◆【県通知】『農地法の適正な運用に係る留意事項について』別紙様式例一覧表

別紙様式番号	様式名	様式の根拠通知等	農地法上の 関係条文	特記事項
1	農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会（審査書）（参考例）	県通知 別紙様式例第1号	3	
2	農地所有適格法人要件の適格説明書（参考例）	県通知 別紙様式例第2号	3	
3	耕作証明願・耕作証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第3号	3	
4	農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト	県通知 別紙様式例第4号	3	
5	（農地法第4条）許可申請書に係る意見書	県通知 別紙様式例第5号	4	国事務処理要領 様式例第4号の3改
6	（農地法第5条）許可申請書に係る意見書	県通知 別紙様式例第6号	5	国事務処理要領 様式例第4号の3改
7	諮詢依頼書（参考例）	県通知 別紙様式例第7号	4、5	
8	答申書（参考例）	県通知 別紙様式例第8号	4、5	
9	営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（参考例）	県通知 別紙様式例第9号	4、5	
10	農地転用許可申請総括表	県通知 別紙様式例第10号	4、5	
11	農地法第4条関係申請明細書	県通知 別紙様式例第11号	4	
12	農地法第5条関係申請明細書	県通知 別紙様式例第12号	5	
13	許可申請取下願（参考例）	県通知 別紙様式例第13号	4、5	
14	農地転用許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第14号	4、5	
14-2	（一時転用）農地転用許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第14号の2	4、5	
14-3	（一時転用：砂利採取事業）農地転用許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第14号の3	4、5	
14-4	（駐車場、資材置場関係）農地転用許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第14号の4	4、5	
14-5	（建築条件付売買予定地関係）農地転用許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第14号の5	4、5	
14-6	（営農型太陽光発電設備関係）農地転用許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第14号の6	4、5	
15	農地転用許可条件に基づく事業着手届（参考例）	県通知 別紙様式例第15号	4、5	
16	農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）	県通知 別紙様式例第16号	4、5	
17	農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例）	県通知 別紙様式例第17号	4、5	
18	資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）	県通知 別紙様式例第18号	4、5	
19	地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）	県通知 別紙様式例第19号	4、5	
20	一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例）	県通知 別紙様式例第20号	4、5	
21	事業進捗状況管理表	県通知 別紙様式例第21号	4、5	
22	農地台帳非登載確認申請書（参考例）	県通知 別紙様式例第22号	4、5	
23	農地台帳非登載確認書（参考例）	県通知 別紙様式例第23号	4、5	
24	土地改良区の意見書（参考例）	県通知 別紙様式例第24号	4、5	規則第30条第6号（第57条の2第2項第3号）
25	農地改良届出書（参考例）	県通知 別紙様式例第25号		農地法第52条の2第3項関係
26	農地改良に伴う事業完了届（参考例）	県通知 別紙様式例第26号		農地法第52条の2第3項関係
27	雇用に関する協定書（参考例）	県通知 別紙様式例第27号	4、5	
28	雇用実績の報告状況等管理表	県通知 別紙様式例第28号	4、5	
29	融資（見込）証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第29号	4、5	
30	転用資金に係る確約書（参考例）	県通知 別紙様式例第30号	4、5	
31	贈与契約書（参考例・記載例）	県通知 別紙様式例第31号	4、5	
32	委任状（参考例）	県通知 別紙様式例第32号		
32-2	（行政書士が代理人となる場合）委任状（参考例）	県通知 別紙様式例第32号の2		
33	地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）	県通知 別紙様式例第33号	4、5	
34	農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）（参考例）	県通知 別紙様式例第34号	4、5	
35	農地転用許可後の事業計画変更承認申請書（参考例）	県通知 別紙様式例第35号	4、5	
36	事業計画変更関係申請明細書	県通知 別紙様式例第36号	4、5	
37	農地転用事業計画変更承認書（参考例）	県通知 别紙様式例第37号	4、5	
38	違反転用事案報告書提出に係る勧告書（農業委員会→違反転用者）（参考例）	県通知 别紙様式例第38号	51	農業委員会法第35条第1項
39	違反転用事案報告書（参考例）	県通知 别紙様式例第39号	51	国事務処理要領 様式例第4号の14改
40	違反転用事案処理簿	県通知 别紙様式例第40号	51	
41	立入調査に係る身分を示す証明書（参考例）	県通知 别紙様式例第41号	49	
42	勧告書（参考例）	県通知 别紙様式例第42号	51	国事務処理要領 様式例第4号の15改
43	勧告（・通知・命令）後の履行完了（・履行状況）報告書（参考例）	県通知 别紙様式例第43号	51	

(注)

1 国事務処理要領…「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21 21 経営4608・21農振1599 農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

2 県通知…「農地法の適正な運用に係る留意事項について」(令7 農村1025 岐阜県農政部長通知)

3 ○○改…○○の様式を一部改変しているもの

4 (参考例)…参考様式例

◆【県通知】『農地法の適正な運用に係る留意事項について』別紙様式例一覧表

別紙様式番号	様式名	様式の根拠通知等	農地法上の 関係条文	特記事項
4 4	農地の無断転用に対する措置についての照会書（参考例）	県通知 別紙様式例第44号	4、5	
4 5	農地の無断転用に対する措置についての回答書（参考例）	県通知 別紙様式例第45号	4、5	
4 6	農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可があつたことの証明願（参考例）	県通知 別紙様式例第46号	4、5	
4 7	農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可があつたことの証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第47号	4、5	
4 8	農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）	県通知 別紙様式例第48号	4、5	
4 9	農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認書（参考例）	県通知 別紙様式例第49号	4、5	
5 0	農地法第4条の許可の取消願（参考例）	県通知 別紙様式例第50号	4	
5 1	農地法第5条の許可の取消願（参考例）	県通知 別紙様式例第51号	5	
5 2	農地法第4条許可取消指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第52号	4	
5 3	農地法第5条許可取消指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第53号	5	
5 4	許可申請却下指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第54号	4、5	
5 5	農地転用不許可指令書（参考例）	県通知 別紙様式例第55号	4、5	
5 6	農地転用事業計画変更不承認書（参考例）	県通知 別紙様式例第56号	4、5	
5 7	買受適格証明願（参考例）	県通知 別紙様式例第57号	4、5	
5 8	買受適格証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第58号	4、5	
5 9	農地賃貸借解約書（参考例）	県通知 別紙様式例第59号	21	
6 0	農地使用賃借解約書（参考例）	県通知 別紙様式例第60号	21	
6 1	非農地通知書（参考例）	県通知 別紙様式例第61号	20	
6 2	非農地通知一覧表（参考例）	県通知 別紙様式例第62号	30	
6 3	「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供（参考例）	県通知 別紙様式例第63号	34、35	
6 3-2	「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供に係る対象農地別紙一覧（参考例）	県通知 別紙様式例第63号の2	34、35	記載例、記入要領を含む。

(注)

- 1 国事務処理要領…「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21 21経営4608・21農振1599 農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- 2 県通知…「農地法の適正な運用に係る留意事項について」(令7 農村1025 岐阜県農政部長通知)
- 3 ○○改…○○の様式を一部改変しているもの
- 4 (参考例)…参考様式例

(別紙様式例第1号) 農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会(審査書)(参考例)

農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会(審査書)の1

年月日
○○○農業委員会

番号		一般	農地所有適格法人	その他の法人	信託	区分地上権等	
----	--	----	----------	--------	----	--------	--

移動する権利	農地	採草放牧地	農地法第3条第2項該当の有無						経過				
所有権の移転	自作地	自作採草放牧地	第1号 に該当	し な い	す す る	令第6条第1項 第1号に該当 る	イ ロ ハ ニ イ ロ	す す る	第3号 に該当	し な い	申 請 受 付		
	貸付地	貸付採草放牧地									年 月 日		
	その他	その他	第2号 に該当	し な い	す す る	令第6条第1項 第2号に該当	1号 2号 3号 4号 5号	す す る	第5号 に該当	し な い	権利を設定、移転しようとする時 農業委員会決定(意見決定) 年 月 日		
地上権 永小作権 質権 賃借権 の 使用収益 を目的と する権利	設定	設定	第4号 に該当	し な い	す す る	令第6条第2項 に該当	1号 2号 3号 4号 5号	す す る	第6号 に該当	し な い	許可		
	移転	移転									無条件		
農地法第3条第3項該当の有無			第1号に該当			第2号に該当			第3号に該当				
			する	しない	する	しない	する	しない	する	しない			
農振法関係			①農振地域外 ②農振地域内農用地区域外 ③農振地域内農用地区域内										
都市計画法関係			①市街化調整区域内 ②市街化区域内 ③その他の都市計画区域内										
			都市計画法第8条の地域地区の種類:										
農地法施行令第6条第3項第2号該当の場合はその状況													
農業委員会決定の理由													
農業委員会決定について問題となった事項													
農業委員会の決定			年 月 日	(指令 第 号)									
			許可	一部許可	無条件	条件付							
			不許可										
指令接受 本人通知			年 月 日										
			年 月 日										

農地法第3条第1項許可申請に係る農業委員会（審査書）の2

年月日
○○○農業委員会

譲渡人	農業者年金 関係外の者□	当該申請が經營移 譲に係らない場合□	59歳未満□	基準日の予定年月 (年月)	基準日通過の可能性 〔有無〕
	農業者年金 関係者□		59歳□	経営移譲日(予定) (年月)	経営移譲の可能性 〔有無〕
農業者年金 受給者□	60歳以上□	59歳未満□	当該申請によりすべての処分対象農地の権利の 設定・移転が完了するもの	□	
	当該申請が經營移 譲に係る場合□	59歳□	当該申請と同時に提出された別件申請と併せ て、すべての処分対象農地の権利の設定・移転 が完了するもの	□	
農業者年金 支給停止者□	60歳以上□	当該申請以外に処分対象農地がまだ残るもの	□		
	農業者年金 支給停止事由()	農業者年金支給停止事由への該当の有 無	本件申請により停止事由が消滅される 良か否か	〔良否〕	
譲受人	農業者年金関係外の者□	59歳未満□	基準日の予定年月 (年月)	基準日通過の可能性 〔有無〕	
	農業者年金関係者□	59歳□			
農業者年金受給者□	60歳以上□	経営移譲日(予定) (年月)(下限面積も考慮して)	経営移譲の可能性 〔有無〕		
	経営移譲の方法は 〔後継者移譲□ 第三者移譲□〕	後継者移譲□ 第三者移譲□	であった		
農業者年金支給停止者□	農業者年金支給停止事由への該当の有 無	農業者年金支給停止事由()	〔良否〕		
	◎經營移譲に係る3条 の許可申請の場合	申請の農地が 〔農業者年金被保険者農地等台帳 農地台帳 課税台帳〕	と合致しているかどうか	〔良否〕	

農地所有適格法人要件の適格説明書

年 月 日提出

○○○農業委員会会長 様

法人名 :

代表者 役職・氏名 :

主たる事務所の所在地 : 電話番号 :

代表者の住所 : 電話番号 :

記入者 所属・役職・氏名 : 電話番号 :

1 経営農地等の状況

経営農地等の有無: 有・無

<経営農地等がある場合>

市町村名	権利の種別	計(m ²)				備考
			田	畠	採草放牧地	
	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用収益権					
	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用収益権					
	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 使用収益権					

2 権利取得を予定している農地等

(1) 所有权の移転によるもの

所在地	地目	面積(m ²)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				<input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 農業経営基盤強化促進法 <input type="checkbox"/> 農地中間管理法	年 月
				<input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 農業経営基盤強化促進法 <input type="checkbox"/> 農地中間管理法	年 月
計	—	—	—	—	—

(2) 使用収益権の設定又は移転によるもの

所在地	地目	面積(m ²)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				<input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 農業経営基盤強化促進法 <input type="checkbox"/> 農地中間管理法	年 月
				<input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 農業経営基盤強化促進法 <input type="checkbox"/> 農地中間管理法	年 月
計	—	—	—	—	—

(3) 権利取得を予定している農地等の所有者に係る認定経営発展法人該当の有無
有・無

3 法人の形態

- 会社法上の法人
 - 株式会社（全株式譲渡制限会社）
 - 特例有限会社
 - 合名会社
 - 合資会社
 - 合同会社
- 農業協同組合法上の法人
 - 農事組合法人（□共同利用施設の設置・農作業の共同化 □農業経営）

4 法人の定款に定める事業

- 農業
- 農業関連事業（自己の農畜産物を使用する製造・加工、貯蔵、運搬、資材生産、農作業受託等）
- 共同利用施設の設置・農作業の共同化
- その他農業以外の事業（会社法上の法人のみ）

5 事業の状況

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

6 構成員（出資者）の状況

氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の所在地	議決権の数 (株式数等)		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積(m ²)	農業への年間従事日数		農作業委託 の内容
					直近 実績	翌事業年度 の計画	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

7 業務執行役員の状況

氏 名	住 所	国籍等		役職	農業への年間従事日数		
		在留資格 又は 特別 永住者	在留期間 及び 在留期間の 満了の日		直近実績	翌事業年 度の計画	必要な農作業へ の年間従事日数

8 重要な使用人の状況

氏 名	住 所	国籍等		役職	農業への年間従事日数		
		在留資格 又は 特別 永住者	在留期間 及び 在留期間の 満了の日		直近実績	翌事業年 度の計画	必要な農作業へ の年間従事日数

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 農業に関する法令違反の有無

有・無

(2) 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったことの有無

有・無

10 その他参考となるべき事項

11 添付資料

- (1) 定款
- (2) 組合員名簿又は株主名簿
- (3) 直近3年間の法人の損益計算書（又は事業計画書・事業目論見書）の写し
- (4) 構成員や業務執行役員の農業及び農作業の状況が確認できる書類（業務日誌等）
- (5) その他記載事項が確認できる書類等農業委員会が提出を求めるもの

（記載要領）

1 経営農地等の状況

- ・法人が経営する農地等の所在市町村ごと、権利の種別ごとに記入してください。
- ・複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（m²）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

2 権利取得を予定している農地等

- ・「地目」欄については「田」又は「畑」を記入してください。また、採草放牧地の場合は「採」を記入してください。
- ・「根拠法令」欄は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく権利設定等を予定している場合は「農地法」に☑を、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農用地利用集積計画に基づく権利設定等を予定している場合は「基盤法」に☑を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に基づく権利設定を予定している場合は「農地中間管理法」に☑を記入してください。
- ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、「有」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

3 法人の形態（該当するものに☑）

- ・「全株式譲渡制限会社」：公開会社でないもの。発行する株式の全てについて、譲渡により取得する場合には、株式会社の承認を要する旨を定款に定めている会社をいいます。
- ・「特例有限会社」：平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）が施行され、有限会社は株式会社に統合されたが、既存の有限会社は、有限会社の名称のまま株式会社として存続することができます。なお、新たに有限会社を設立することはできません。
- ・農事組合法人は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定された法人の形態で、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う「1号法人」（農協法72条10項1号に規定）と、農業の経営を行う「2号法人」（農協法72条10項2号に規定）、その両方の事業を行う「1・2号法人」とに分類されます。
- ・「1号法人」は農地所有適格法人の形態要件を満たしません。

4 法人の定款に定める事業（定款の事業目的の全てに☑）

- ・「農業」と「農業関連事業」の内容については以下のとおりです。

＜農地所有適格法人の事業要件＞

★農業：耕作、養畜、養蚕、養蜂等

★その農業に関連する事業

- ①自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ②自己の生産した農畜産物、林産物、その生産・加工に伴い副次的に得られた物品（動植物由来でエネルギー源として利用できるものに限る）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む）として製造した燃料を用いた電気又は熱の供給
- ③自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）の貯蔵・運搬・販売
- ④農業生産に必要な資材の製造
- ⑤農作業の受託
- ⑥農業と併せ行う林業
- ⑦農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化事業
(ライスセンター設置運営や水稻共同防除等)
- ⑧農山漁村余暇法に規定する滞在型余暇活動を行うための施設の設置、運営等
(農林漁業体験民宿等)
- ⑨営農型発電設備又は農作物栽培高度化施設に設置した太陽光発電設備による電気の供給

★その他の事業（例）民宿、キャンプ場、造園業、除雪作業等

(注)農事組合法人は農業協同組合法の規定により、農業と関連事業しか行えないなど、事業に制限があります。

5 事業の状況（法人の事業の売上の過半が、農業及び農業関連事業の売上が占めるか）

- ・前事業年度から過去3ヵ年（異常気象等により農業等の売上高が著しく低下した年が含まれているなどの場合には、提出先の農業委員会との協議を踏まえ、当該年を除いた直近3ヵ年）の状況を記入してください。
- ・法人の事業開始から3ヵ年以上経過していない場合等は、事業計画書や事業目論見書等の内容に基づいた今後の計画を含め、3ヵ年分を記入してください。

6 構成員（出資者）の状況（農業関係者の議決権が総議決権の過半であるか）

- ・「農業関係者」とは、
 - ①農地の権利提供者
 - ②その法人の農業の常時従事者（原則として年間150日以上の従事）
 - ③基幹的な農作業を委託した個人
 - ④地方公共団体、農協、農地中間管理機構、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等をいいます。
- ・「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- ・翌事業年度の計画の欄は、提出日の属する事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 業務執行役員の状況（その法人の農業の常時従事者たる構成員（出資者）が役員の過半か、かつ、役員又は重要な使用人のうち、1人以上がその法人の農作業に年間60日以上従事するか）

- ・「業務執行役員」とは、理事、取締役又は業務を執行する社員をいいます。
- ・「農業への年間従事日数」には、法人が行う農業及び農業関連事業に関する会議や打ち合わせ、販売や営業、集金、経理等の業務への従事が含まれます。
- ・「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいいます。
- ・国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

8 重要な使用人の状況

- ・「重要な使用人」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他のいかなる名称であるかを問わず、

その法人の農業に権限及び責任を有し、地域との調整役として対応できる者をいいます。

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

- ・農地法その他の農業に関する法令とは、「農地法」（昭和27年法律第229号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）、「種苗法」（平成10年法律第83号）、「農薬取締法（昭和23年法律第82号）」をいいます。
- ・権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況を記載してください。

10 その他参考となるべき事項

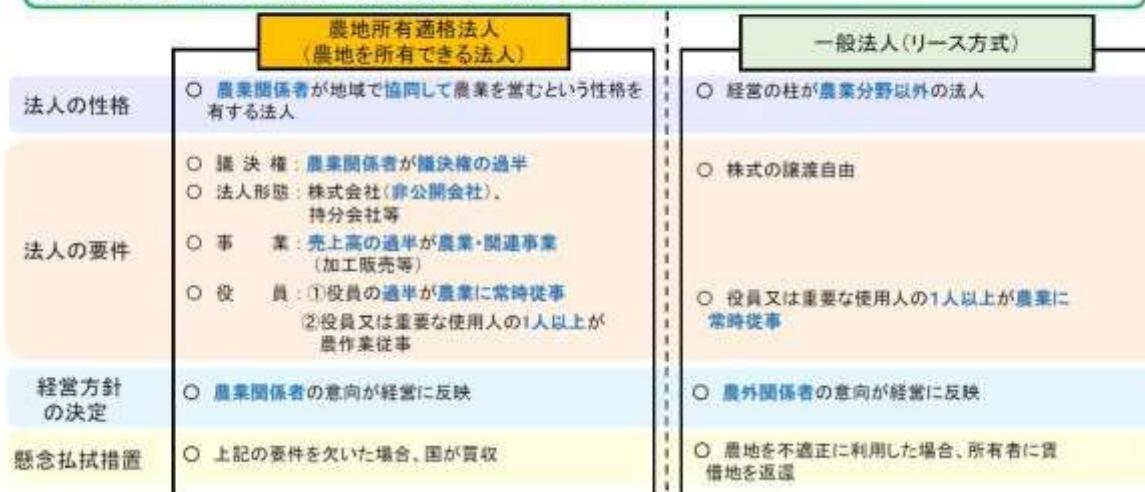
<記載事項の例>

- ・法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地等の権利を取得し耕作又は養畜の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所（支店、支所、分場等）における事業の状況及び農業従事者の状況等
- ・法人の事業内容の変更、法人の形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨
- ・法人の所有している（または利用している）農業用機械や農業施設の状況等

【参考】

<農地の権利を取得する法人の種類>

- 農地法上、法人による農地の権利取得は、農地所有適格法人と一般法人（リース方式）の2類型を規定
- 農地の所有は、農業関係者が地域で協同して農業を営む性格を有する農地所有適格法人に限定
- 農地の貸借は、農地所有適格法人以外の一般法人でも可能



<農地所有適格法人の要件>

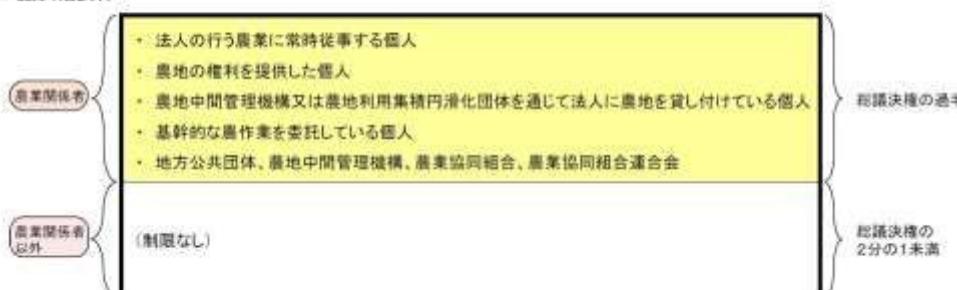
1. 法人形態要件 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。）[売上高が過半]

〔関連事業〕

- ・農畜産物の製造・加工
- ・農畜産物の貯蔵、運搬、販売
- ・農業生産に必要な資材の製造
- ・農村薄在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）

3. 議決権要件



4. 役員要件 ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること

② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること

[出典] 農林水産省作成資料

(別紙様式例第3号) 耕作証明願・耕作証明書(参考例)

證明願

年 月 日

○○○農業委員會會長 樣

申請者 住所
氏名

私が、下記農地を現に耕作していることを証明願います。

記

証明書

農委証第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

農業委員會會長

(別紙様式例第4号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(1)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項 : 法第4条 法第5条農地区分 : ア 農振農用地 イ 甲種農地 ウ 第3種農地 エ 積極第2種農地 オ 第1種農地 カ その他第2種農地

用途: 0

面積(m²): 0

0

※大規模案件(3,000m²を超える(一時転用を除く。))は申請書類一式を県庁へ送付(5条恒久転用は原本、その他は写し)

1 申請に係る事項等

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(1) 申請者の住所・氏名	譲受人(賃借人等) ※4条の場合、転用事業者					
	住所	0	-	-	-	
	氏名	0	-	-	-	
	譲渡人(賃貸人等)					
	住所	0	-	-	-	
(2) 申請土地	氏名	0	-	-	-	
	所在地番		-	-	-	
	地目別面積					OK
	田(m ²)	0	-	-	-	
	畠(m ²)	0	-	-	-	
(3) 事業計画	採草放牧地(m ²)	0	-	-	-	
	その他(m ²)	0	-	-	-	
	申請土地の所在する区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域	-	-	-	
	用途	0	-	-	-	
	工事計画	着工 年 月 日 完工 年 月 日	-	-	-	
(4) 申請に係る権利の内容	<input type="checkbox"/> 所有权の移転 <input type="checkbox"/> 権利の設定	設定する権利の種類:	-	-	-	※4条申請の場合、記載不要

2 農地転用許可基準に基づく検討状況

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(1) 農地の区分	農地の区分	第3種農地				
	許可基準に定める農地区分の該当事項	#N/A	-	-	-	
	該当事項とした判断理由					※申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況について、根拠となる図面等の資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。
(2) 転用候補地内の農地の区別面積及びその割合	転用候補地内の農地の区別面積及びその割合					
	甲種農地	面積(m ²):	割合(%): #DIV/0!	-	-	-
	第1種農地	面積(m ²):	割合(%): #DIV/0!	-	-	-
	その他	面積(m ²):	割合(%): #DIV/0!	-	-	-
	計	面積(m ²): 0	割合(%): #DIV/0!	-	-	-
(3) 検討事項	検討結果 ※例外許可事由に該当する理由について、根拠となる資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。					
	ア 農地区分と転用目的	農地区分: 第3種農地				
		転用目的: 0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		許可基準: #N/A				※申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由
	イ 資力及び信用	事業費:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		資金:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ウ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	エ 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	オ 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	カ 農地以外の土地の利用見込み		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	キ 計画面積の妥当性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ク 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ケ 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	コ 農地の利用の集積への支障の有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サ 一時転用である場合にはその妥当性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	シ 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(4)	特定土地改良事業等関係				<input checked="" type="checkbox"/>	※非該当の場合、2(4)において 以下記載不要
	事業の種類		-	-	-	
	事業施行者		-	-	-	
	施行面積(m ²)		-	-	-	
	申請地に關係する面積(m ²)		-	-	-	
	施行時期		-	-	-	
(5)	申請地に關係する土地改良財産		-	-	-	
	都市計画との関係					
	都市計画区域決定の有無	<input type="checkbox"/> 計画区域内 <input type="checkbox"/> 計画区域外	-	-	-	(告示 年月日)
	都市計画法8条の地域地の決定状況	地域地区の種類: <input type="checkbox"/> 決定なし	-	-	-	
	農業振興地域整備計画との関係					
	農業振興地域決定の有無	<input type="checkbox"/> 振興地域内 <input type="checkbox"/> 振興地域外	-	-	-	(告示 年月日)
(6)	農用地区域決定の有無	<input type="checkbox"/> 農用地区域内 <input type="checkbox"/> 農用地区域外	-	-	-	(決定 年月日)
	地域計画との関係					
	地域計画決定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	-	-	-	
	(一時転用の場合)協議の場の開催状況	<input type="checkbox"/> 開催済み <input type="checkbox"/> 未開催	-	-	-	(開催日: 年月日)
	(一時転用の場合)農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが <input type="checkbox"/> 確実 <input type="checkbox"/> 不確実	-	-	-	
	(8) その他の土地利用等との関係	-	-	-	-	

3 総合判断

許可相当

不許可相当

(理由)

1. 立地基準

農地区分: 第3種農地 、要件:

#N/A

2. 一般基準

申請地の周囲の状況 : (北)、(南)、(東)、(西)

土砂等の流出防止対策 :

雨水の処理方法 :

生活雑排水の処理方法 :

よって、周辺農地等への営農支障は認められない。

その他、2(3)検討結果のとおり。

4 許可が相当と認められる場合に付すべき条件

—

<留意事項>

1 「農地の区分」欄には、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年11月1日付け10構改B第1067号農林水産事務次官通知。

以下「改正通知」という。)第4の1に規定する甲種農地、第1種農地・(甲種農地以外の農地)、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。

2 「農地区分」の「許可基準に定める農地区分の該当事項」欄には、改正通知の区分に従い、例えば第1種農地にあっては、「改正通知第4の1の(2)の①のア」のように、第2種農地にあっては、「改正通知第4の1の(5)の①のア」のように記載する。

3 2(7)「地域計画決定の有無」欄には、申請地が地域計画の区域内の農地である場合は「あり」、区域外の農地である場合は「なし」と記載する。

※ 本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

(別紙様式例第4号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項: 未選択

農地区分: 第3種農地

用途: 0

面積: 0

1 農業委員会の意見書の確認について

確認事項	確認内容等	適正	不適	非該当	備考
1 申請に係る権利の種類	所有権移転、賃借権の設定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 事業計画欄	用途・工事計画欄に記載漏れがないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 農地区分	判断理由に誤りがないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面等を添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 許可基準	意見決定理由欄に記載があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 他法令の許可の要否	他法令の許可が必要な場合は、意見決定理由欄に記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請状況、許可見込み等の記載
7 特定土地改良事業等関係	記載漏れがないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	過去の事業も記載
8 農用地区域決定の有無	農振除外日の記載漏れがないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 総合意見	許可不相当・不許可とする場合、根拠条文を記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2 添付書類等の確認(共通)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 農業委員会の意見書	必要事項等に記載漏れがないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面を添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 許可申請書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る(照会番号の提供可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 位置図(縮尺10,000分の1~50,000分の1程度)	申請地周辺の土地利用状況が確認できる図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 公図の写し等	土地の地番を表示する図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 申請地付近の現況を示す図面	住宅地図の写し、申請者が作成した地図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 配置図(縮尺500分の1~2,000分の1程度)	建物又は施設の面積、位置、形状等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 土地利用計画図	建物又は施設の平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	転用事業の実現性、必要最小限な土地利用であることを確認 ※太陽光発電設備の場合 パネル面積: 発電出力: 事業費:
10 被害防除措置に関する書面		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	資金証明書(預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。)等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3 添付書類の確認(選択)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 申請者が法人の場合	法人の登記事項証明書・定款・寄付行為の写しのいずれか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 一時転用申請の場合	「農地復元に関する誓約書」、「工事工程表」、「農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し(砂利採取の場合は加えて必要)」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	許可期間は転用目的を達成することができる必要最小限の期間。 農振農用地の場合、許可期間は3年以内。
3 所有権以外の権原に基づいて申請する場合	所有者の同意があつたことを証する書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 賃借権等に基づく耕作者がいる場合	耕作者の同意があつたことを証する書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 他法令による行政庁との許認可、関係機関との協議を要する場合	他法令による許認可等があつたことを証する書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区の意見書(「意見書の内容は転用を可とする」ものか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	過去の事業も記載
7 当該事業に関連する取水、排水について水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合	水利権者、漁業権者等の同意があつたことを証する書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 土地登記簿上の所有者の住所と現住所が異なる場合	住民票の写し又は戸籍の附票(コピー可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 農地取得後3年未経過の農地を転用する場合	農地取得後3年未満で転用する理由書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続等の場合は除く
10 相続登記未済の場合	①相続を証する書面(戸籍謄本)、②相続関係説明図、③他の相続人の相続放棄を証する書面、④相続分不存在証明書は添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【必須】①及び②【選択】③又は④なお、登記官による認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」が添付された場合、①及び②は不要
11 一筆の一部を転用する場合	地積測量図又はそれに準ずる実測図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 土地改良事業の一時利用指定地を転用する場合	「一時利用地の指定通知(写)」「改良区の理事会議事録(謄本)」等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 転用目的が貸駐車場、貸資材置場、貸店舗等貸すこと前提とした施設である場合	借主が特定できる書類(契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 農家の安定的な就業機会確保を理由に第1種農地を転用する場合	「従業員の雇用計画」及び「地元自治体との雇用協定」の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 農業委員会において特に問題として付議された場合	農業委員会の議事録の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 その他参考資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(別紙様式例第4号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

申請条項: 未選択

市町村名: 0

整理番号: 0

4 添付書類の確認(転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の場合)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、次の事項が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3ヶ月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。 ②転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。 ③転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかつた残余の土地に自ら住宅を建設すること。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・書類は、「2 添付書類等の確認(共通)」と同様。なお、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと転用事業者が判断したときに、販売することができなかつた残余の土地に自ら住宅を建設する場合において必要となる資金を含んでいること。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案	<ul style="list-style-type: none"> ・その他参考となるべき書類 なお、契約書には次の事項が記載されていること。 「転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、一定期間内に建築請負契約を締結しなかつた場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されること。」 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

5 添付書類の確認(転用目的が「再生可能エネルギー発電設備」の場合)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	電力系統連系に同意する見込みがあることを証する書面(電気事業者の電力系統に連系するものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・転用事業者が、連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みが確認できる書類 (事業者の変更を伴う場合にあっては、当該変更に係る当事者間の契約書等を確認する。) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	<FITの場合> 「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・転用事業者が、FIT制度の事業計画認定を受ける見込みが確認できる書類 ・認定の見込みが分かる書類は、「事業計画認定申請書の写し」とする。 (認定に係る設置者の変更を伴う場合にあっては、経済産業省に対する事業計画の変更認定申請書の写しを確認する。) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	<非FITの場合> 「売電契約の写し」又は売電に係る計画について説明した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・売電に係る計画について説明した書類は、次の事項が確認できる書類とする。 <ul style="list-style-type: none"> <売電先が確定している場合> <ul style="list-style-type: none"> ①売電契約の写しを添付できない理由 ②売電先の事業者 <売電先が確定していない場合> <ul style="list-style-type: none"> ①売電先の候補事業者との売電に係る協議状況 ②売電先を決定する見込み時期 ③転用事業の工事着手時期を示した工程表 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(別紙様式例第4号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

申請条項: 未選択

市町村名: 0

整理番号: 0

6 添付書類の確認(転用目的が「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」の場合)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図	支柱の高さは最低地上高2m以上を確保。 ※設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らか、かつ良好な営農条件が維持される場合は、最低地上高2m未満でも差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	<ア 下記以外の場合> 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ア) 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ (例えは、試験研究機関による調査結果等) (イ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(例えは、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書 (ウ) 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績(当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。) <イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合> アの(イ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ア) 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績 (イ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・再度の許可による一時転用許可申請であっても、「資金調達についての計画」において営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認する必要があること。
5 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 農地法同時許可申請書の提出確認	ア: 地権者が営農、発電=4条(支柱等に係る転用) イ: 地権者が営農、地権者以外が発電 =5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに係る区分地上権) ウ: 地権者以外が営農、地権者が発電 =3条(耕作に係る権利設定)+4条(支柱等に係る転用) エ: 地権者以外が営農、発電 =3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用) オ: 地権者以外が営農、地権者以外かつ営農者以外が発電 =3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 土地改良区の意見書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・再度の許可による一時転用許可申請であっても、法定書類である「土地改良区の意見書」が添付されていることを確認する必要があること。

7 次の場合は、内容チェック項目に係る確認事項の回答一覧表を作成し県へ提出のこと

チェック対象	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1 大規模案件及び砂利採取案件の場合	申請地名などの読み方を記載 その他開発許可等の手続が完了する見込みがあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開発許可等の対象外の場合は「非該当」にチェック
2 「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)の規制対象の場合	盛土規制法に基づく手続(届出・許可)が完了する見込みがあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	盛土規制法の対象外の場合は「非該当」にチェック
3 農地の現在の所有者が法人(農地所有適格法人を除く)である場合	法人所有の理由を確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 土地改良事業等の仮換地の転用の場合	施行主体、施行期間、使用収益開始年月日等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 転用目的が「貸〇〇」の場合	特定された貸先を確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 転用目的が「宅地分譲」の場合	都市計画法の用途地域等の確認、及び宅建業の許可があるかどうか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 転用目的が「砂利採取」「農地の嵩上げ」等の場合	搬入土(埋戻し土)の発生元(工事名・工事等の施工期間等)を確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 追認許可である場合	農地法違反となった経緯の確認及び追認許可である旨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いつから、誰が、どのように農地法違反しているかを確認 許可書交付と同時に完了報告書を受領
9 農地区分が「農」「1」「甲」である場合	農業委員会意見書、位置図、土地利用図、許可根拠資料の写しを県に提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要

(別紙様式例第4号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

申請条項: 未選択

市町村名: 0

整理番号: 0

8 内容確認項目

	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1	申請地の面積が、登記簿(許可申請書)の面積と一致しているか確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記簿の地積が著しく事実と相違する場合は除く
2	資金調達についての計画が転用事業の内容から判断し、「妥当な額」であると判断できるか確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	公的書類の発行日は申請日から3ヶ月以内のものとなっているか確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	4条申請人、5条譲受人の住所が他県等遠隔地の場合、遅滞なく用途に供することができるか、事業実施時期について確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	農地区分が「農」「1」「甲」である場合、申請内容が許可基準に合致しているか確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要
6	農地区分が「1」又は「2」である場合、代替地の検討をしたか確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	一体利用地の有無、利用見込みの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	転用目的が分譲住宅など、譲受人が宅建業者の場合、宅建業の免許を有していることの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ (許可後、)工事進捗状況報告書、工事完了報告書が提出されているか確認

※ 本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

(別紙様式例第5号) (農地法第4条) 許可申請書に係る意見書

様式例第4号の3改

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

岐阜県知事 様

○○○農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等			住所			氏名				
	申請に係る土地	所在地番		市町村			外筆				
		地目別面積 (m ²)		田	畠	畝	採草放牧地	その他			
		申請に係る土地の所在する区域		市街化区域			市街化調整区域		その他の区域		
	事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)									
		工事計画		着工 年月日 完了 年月日							
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分		許可基準に定める農地の区分の該当事項			条項		農地	採草放牧地	その他	
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)					申 法 第 4 条 請 條 項		所有権に基づく転用(m ²)			
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合					甲種農地	第1種農地	その他	計	その他(m ²)	
	耕種面積(畝)										
	割合										
	検討事項			意見		意見決定の理由					
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由			適当	不適当	関連する農地法関連手続 法第18条		手続の状況			
	2 資力及び信用			適当	不適當			合意解約	法第18条第6項通知書受領済		当事者協議中
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無			あり	不適當						
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性			確実	不確実						
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み			確実	不確実						
	6 農地以外の土地の利用見込み			確実	不確実						
7 計画面積の妥当性			適当	不適當							
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性			適当	不適當							
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無			なし	あり							
10 農地の利用の集積への支障の有無			なし	あり							
11 一時転用である場合には、その妥当性			適当	不適當							
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			終了	未了							
特定土地改良事業等関係	事業の種類		事業施行者	施行面積 (m ²)	申請地に關係する面積 (m ²)	施行時期		申請地に關係する土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		あり なし								
	計画区域内		計画区域外		(告示 年月日)						
	都市計画法第8条に基づく地域地区の決定の有無		あり なし								
地域地区の種類											
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外		(告示 年月日)				
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外		(決定 年月日)				

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり	なし	
	(一時転用の場合) 協議の場の開催状況	開催済み	(開催日 年 月 日)	未開催
	(一時転用の場合) 農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実	不確実	
総合意見				
許可が相当と認められる場合に付すべき条件				
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有	・	無	
意見の概要				

(記載要領)

- 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあっては「運用通知第 2 の 1 のイの(ア)の a」のように、第 2 種農地にあっては「運用通知第 2 の 1 のオの(ア)の a」のように記載する。
- 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「12 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。
また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

(別紙様式例第6号) (農地法第5条) 許可申請書に係る意見書

様式例第4号の3改

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

岐阜県知事様

○○○農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所			氏名				
		譲渡人	住所			氏名				
	申請に係る土地	所在地番	市町村			外筆				
		地目別面積 (m ²)	田	畠	地	採草放牧地	その他			
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域			市街化調整区域	他の区域			
	事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)								
	工事計画	着工年月日 完了年月日								
		農地の区分								
農地転用に関する許可基準からみた意見	許可基準に定める農地の区分の該当事項									
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)									
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合		甲種農地	第1種農地	その他	計				
			面積(面)							
			割合							
	検討事項			意見	意見決定の理由					
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由			適当	不適当	関連する農地法関連手続 法第18条 処理経過 申請 農業委員会受付 意見決定 知事に送付 指令書接受 知事の処分				
	2 資力及び信用			適当	不適當					
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無			あり	なし					
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性			確実	不確実					
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み			確実	不確実					
	6 農地以外の土地の利用見込み			確実	不確実					
7 計画面積の妥当性			適当	不適當						
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性			適當	不適當						
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無			なし	あり						
10 農地の利用の集積への支障の有無			なし	あり						
11 一時転用である場合には、その妥当性			適當	不適當						
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			終了	未了						
特定土地改良事業等関係	事業の種類		事業施行者	施行面積 (m ²)	申請地に關係する面積 (m ²)	施行時期		申請地に關係する土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無		あり なし						
		計画区域内		計画区域外				(告示 年月日)		
		都市計画法第8条に基づく地域地区の決定の有無		地域地区の種類						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外		(告示 年月日)			
		農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外		(決定 年月日)			

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり	なし
	(一時転用の場合) 協議の場の開催状況	開催済み（開催日 年 月 日）	未開催
	(一時転用の場合) 農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実	不確実
総合意見			
許可が相当と認められる場合に付すべき条件			
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有	・	無
意見の概要			

(記載要領)

- 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあっては「運用通知第 2 の 1 のイの(ア)の a」のように、第 2 種農地にあっては「運用通知第 2 の 1 のオの(ア)の a」のように記載する。
- 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「12 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案について都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。
また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

(県から権限移譲されていない市町村の場合)

(別紙様式例第7号) 諒問依頼書（参考例）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇〇日

一般社団法人 岐阜県農業会議
会長 〇〇 〇〇 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

農地等の転用許可について（諒問）

農地法第4条第1項又は同第5条第1項の規定により、農地等の転用について別紙明細のとおり許可申請があり、これを岐阜県知事に送付しようとするので、同法第4条第4項又は同第5項（同法第5条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により諒問します。

(別紙様式例第8号) 答申書(参考例)

岐農会議第 号

答 申 書

農地法第4条第4項及び第5項（同法第5条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定により、 年 月 日付け〇〇農委第 号をもって諮問のあった「農地等の転用許可について」は次のとおり答申する。

「 ○ ○ ○ ○ 」

年 月 日

一般社団法人岐阜県農業会議
会長 〇〇 〇〇

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇 様

営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書(□新規 □更新)

項目	内容		備考
1 農業委員会ネットワーク機構 (岐阜県農業会議)への諮詢日	年月日		
2 市町村名			
3 許可区分	<input type="checkbox"/> 農地法第4条 <input type="checkbox"/> 農地法第5条 <input type="checkbox"/> 農地法第3条		一時転用期間 年 (3条申請者:)
4 営農者の属性	<input type="checkbox"/> 効率的かつ安定的な農業経営 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 <input type="checkbox"/> 上記以外の者		
5 農地区分	<input type="checkbox"/> 農振農用地を利用する場合 <input type="checkbox"/> 第1種農地を利用する場合 <input type="checkbox"/> 第2種農地又は第3種農地を利用する場合 <input type="checkbox"/> 上記以外の場合		
6 申請地の面積	下部面積 ^{※1}	m ²	※1 下部の農地とは、当該設備の存する区域全体の農地をいう。(「ガイドライン」別紙様式例第1号-1.(1)(記載要領)参照)
	一時転用面積	m ²	
7 発電設備の概要	支柱	・本数 本	
		・高さ m	
		・間隔 m	
		・単管の直径 mm	
	発電量 kwh/年		
	経費(見積額) 円		(撤去費を含む。)
8 農地利用(現況)	作目		
	その他	<input type="checkbox"/> 遊休農地を再生利用する場合	
9 農地利用(予定)	作目 ^{※2※3}		※2 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの別紙様式例第1号営農計画書の2.「栽培計画」を添付 ※3 サカキ等永年性作物の場合は、別途、別紙「営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高(伸長)・单収見込み」を添付
	収穫高/10a		
10 関連データ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
11 知見者の意見書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(知見者名:)

12 添付書類	設計図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	営農計画書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	営農への影響見込み 及びその根拠書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	誓約書 (撤去費用負担)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	誓約書 (報告書提出)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	その他		(工期: ヶ月)
13 農業委員会の所見			

(別紙)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高（伸長）・単収見込み

作物名 :

作付予定 : 年 月

地域平均の根拠 :

	A 樹高(伸長) (cm) 又は 単収(kg/10a) の見込み	B 地域の平均的な 樹高(伸長)(cm) 又は 単収(kg/10a)	A/B × 100% 樹高(伸長)又は単収 の増減見込み
作付時	cm		
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目			
8年目			
9年目			
10年目			

※収穫開始までは樹高（伸長）（cm）を、収穫開始後は収量（kg/10a）を記入してください。

※B「地域の平均」欄の樹高（伸長）は、実際に植え付ける樹高（伸長）に換算して記入してください。

<参考：農作物と遮光率の関係・遮光率の定義>

表 6-1 農作物と遮光率の関係⁶⁻¹⁾

作物の種類	架台高さの範囲 (m)	遮光率(%)	
		範囲	平均値
サカキ、センリョウ、マンリョウ、シキミ	0.7～3.6	19～85	65.9
キノコ類（シイタケ、キクラゲ、シメジ）	0.6～3.8	35～100	73.4
ミョウガ	1.0～5.8	15～90	60.2
水稻	1.8～4.9	10～75	35.1
牧草、ダイカランドラ、芝、ツワブキ	1.2～4.8	10～80	42.8
根菜類（ジャガイモ、サトイモ、サツマイモ、ニンジン、ショウガ、ウコン、カブ、ダイコン）	1.8～4.2	8～78 (100%)	41.0 ⁶⁻²⁾
葉菜類（ネギ、タマネギ、キャベツ、レタス、ニラ、シュンギク）	1.5～5.0	5～78	41.0
柑橘類（ミカン、デコポン、ヒュウガナツ、ユズ、スダチ）	2.2～3.2	25～52	38.7
カキ、ヤマモモ、イチジク、クリ、ウメ	1.8～3.7	25～73	41.3
豆類（ダイズ、エダマメ、クロマメ、エンドウ）	2.3～3.5	28～45	36.7
イチゴ類（イチゴ、ブルーベリー、ハスカップ、ジューンベリー、ブラックベリー）	1.5～3.5	19～60	35.9
茶	2.0～3.8	30～65	49.6
瓜類、ナス類（カボチャ、キュウリ、ナス、スイカ、トマト）	1.5～3.5	10～85	43.1

データ出典：千葉大学倉阪研究室・NPO 法人地域持続研究所、千葉エコ・エネルギー株式会社委託調査「ソーラーシェアリング全国調査結果報告書」、2019年 2月

※：100%は乗用ニンジンであり遮光率平均値から除外している。

遮光率 = (太陽電池モジュールの平面積の総和 + 支持物等の平面積の総和) / アレイの外郭平面

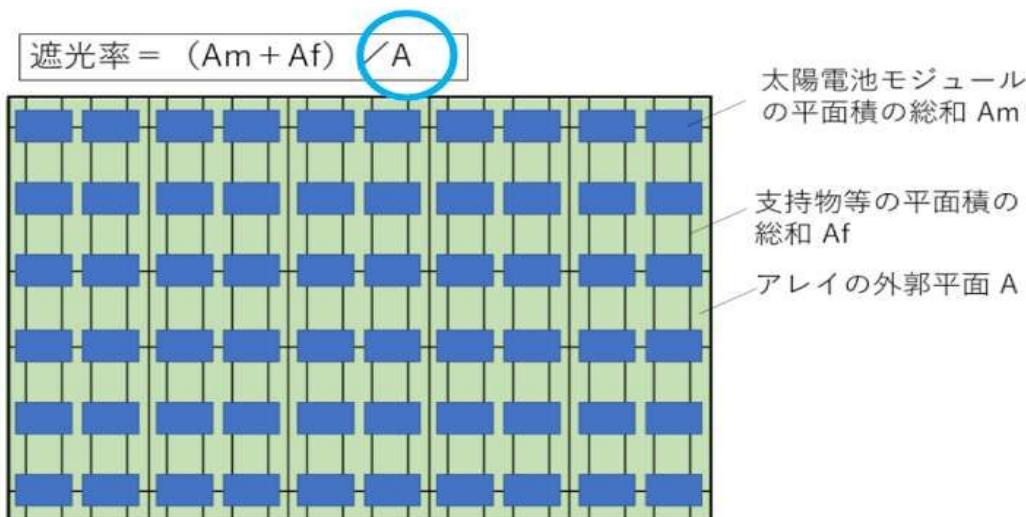


図 6-2 遮光率の定義

[出典]

『常農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（2025 年版）』（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）HP より）

(別紙様式例第 10 号) 農地転用許可申請総括表

農地轉用許可申請總括表

(別紙様式例第11号) 農地法4条関係申請明細書

農地法第4条關係申請明細書

(○○○農業委員会)

(別紙様式例第12号) 農地法5条関係申請明細書

農地法第5條關係申請明細書

(○○○農業委員会)

(別紙様式例第13号) 許可申請取下願(参考例)

農地法第〇条許可申請取下願

年　月　日

岐阜県知事 様
(○○○農業委員会会長 様)

申請人(譲受人)
(譲渡人)

農地法第 条の規定による許可申請書を、 年 月 日に提出しましたが、下記のとおり取り下げます。

記

1 申請地

2 取下げの理由

3 申請書返戻の要否

要 · 否

(別紙様式例第14号) 農地転用許可指令書(参考例)

農地転用許可書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 1 転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 転用事業者は、許可後3か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
- 3 転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 1 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha超となる場合

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号））第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第14号の2) (一時転用) 農地転用許可指令書(参考例)

農地転用許可書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 1 転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 転用事業者は、許可後3か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
- 3 転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 4 転用事業者は、事業完了時までに、農地に復元すること。

注意事項

- 1 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、事業完了報告時に土地の現況確認を受けること。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌

日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha超となる場合

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号））第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第14号の3) (一時転用:砂利採取事業) 農地転用許可指令書(参考例)

農地転用許可書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 1 転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 転用事業者は、許可後3か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
- 3 転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに事業の進捗状況報告書を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 4 転用事業者は、事業完了時までに、農地に復元すること。
- 5 転用事業者は、農地復元に係る事業完了の報告があった日から1年間、6か月ごとに復元した農地に係る状況報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 1 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、事業完了報告時に土地の現況確認を受けること。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌

日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha超となる場合

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号））第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第14号の4) (駐車場、資材置場関係) 農地転用許可指令書 (参考例)

農地転用許可書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 1 転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 転用事業者は、許可後3か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。
- 3 転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 4 転用事業者は、事業の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を関係市町村農業委員会に報告すること。

注意事項

- 1 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地転用許可書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 1 転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2 転用事業者は、許可後3か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、許可に係る事業（住宅の建設工事を含む。以下同じ。）が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに当該事業の進捗状況を報告すること。
- 3 許可に係る事業が完了したときは、遅延なく事業完了報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。
- 4 転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

注意事項

- 1 本件は、特定建築条件付土地とするための農地転用に係る許可であること。
- 2 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
- 3 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 4 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地転用許可書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 1 許可期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 2 転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 3 転用事業者は、許可後、3か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用事業者は遅滞なく事業着手届を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 4 転用事業者は、許可に係る営農型太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置工事が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに、遅滞なく発電設備に係る設置工事の進捗状況報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。また、発電設備の設置工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 5 転用事業者は、発電設備の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況報告書を、毎年2月末までに、関係市町村農業委員会に提出すること。
なお、栽培実績については、必要な知識を有する者の確認を受けること。
- 6 発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該発電設備を支えるためのものとして利用されること。
- 7 転用事業者は、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- 8 転用事業者は、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、その旨を関係市町村農業委員会に報告すること。
- 9 発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該発電設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。また、再度の許可を受けない場合は、許可期間満了前に、同様の措置を講ずること。
- 10 農地への復元を完了した場合は、遅滞なく完了報告書を関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 1 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。
- 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌

日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第15号) 農地転用許可条件に基づく事業着手届(参考例)

事　業　着　手　届

年　月　日

岐阜県〇〇農林事務所長 様
〇〇〇農業委員会長 様

住所
氏名
電話

次のとおり転用事業に着手したので、許可条件に基づき、届け出ます。

許可年月日・許可番号	年　月　日 岐阜県指令 第 号の
転用の目的・ 転用の目的に係る 事業又は施設の概要	
場　所	
転用の時期	年　月　日から 年　月　日まで
事業着手年月日	年　月　日

(記載要領・留意事項等)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「転用の目的・転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 転用事業着手後は、許可条件により事業の進捗状況に応じて、関係農業委員会に対する「農地転用許可(・承認)後の事業完了報告書」又は「農地転用許可(・承認)後の事業進捗状況報告書」の提出が必要となります。

(別紙様式例第16号) 農地転用許可（・承認）後の事業完了報告書（参考例）

年　月　日

岐阜県知事 様

○○○農業委員会会長 様

住所

氏名

農地転用許可（・承認）後の事業完了報告について

先に農地法第〇条の規定により転用許可（・承認）になりました土地に係る転用事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年　月　日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令○○第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m²

うち、農地面積 m²

5 事業目的

6 建設計画

着工 年　月　日

完了 年　月　日

7 事業完了の状況^{※3}

(記載要領)

※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 事業完了の状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

(別紙様式例第17号) 農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告書（参考例）

年　　月　　日

岐阜県知事 様
○○○農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告について（第〇回分）

先に農地法第〇条の規定により転用許可（・承認）になりました土地に係る転用事業の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年　　月　　日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令○○第　　号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m²
うち、農地面積 m²

5 事業目的

6 建設計画

着工 年　　月　　日
完了（予定） 年　　月　　日

7 事業進捗状況^{※3}

（記載要領）

※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 事業進捗状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

なお、転用事業が当初の計画どおり進捗していない場合（遅延及び未着手）には、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。

(別紙様式例第18号) 資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書(参考例)

年　　月　　日

岐阜県知事 様
○○○農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可(・承認)後の工事進捗状況報告について(第〇回分)

先に農地法第 条の規定により転用許可(・承認)になりました土地の事業進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可(・承認)年月日

年　　月　　日

2 許可(・承認)指令番号^{※2}

岐阜県指令○○第 号

3 転用許可(・承認)地

4 事業面積

所要(全体)面積 m²
うち、農地面積 m²

5 事業目的

6 完了日

年　　月　　日

7 事業実施状況^{※3}

(記載要領)

※1 ()内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

(別紙様式例第19号) 地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る
事業実施状況報告書(参考例)

年　　月　　日

岐阜県知事 様
○○○農業委員会会長 様

住所
氏名

農地転用許可(・承認)後の事業進捗状況報告について(第〇回分)

先に農地法第〇条の規定により転用許可(・承認)になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可(・承認)年月日

年　　月　　日

2 許可(・承認)指令番号^{※2}

岐阜県指令○○第 号

3 転用許可(・承認)地

4 事業面積

所要(全体)面積 m²
うち、農地面積 m²

5 事業目的

6 完了日

年　　月　　日

7 事業進捗状況^{※3}

以下の状況を地域計画^{※4}に位置付けられた農業を担う者(耕作者)に対し確認^{※5}しました。

- 埋戻し後、砂利採取に起因する農地の地盤沈下が生じていないこと
- 埋戻し後、砂利採取に起因する営農条件の支障^{※6}が生じていないこと

(記載要領)

- ※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
- ※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
- ※3 事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。
なお、転用許可に係る申請時点で農業を担う者が直ちに見つからない等により「今後検討等」として位置付けられた農地で事業を実施した場合は、確認を行う者が不存在となるため当該欄を削除すること。
- ※4 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画
- ※5 確認した事項について□にレ点を入れること。
- ※6 農業機械の沈み込みや排水不良の発生等をいう。

(別紙様式例第20号) 一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告書（参考例）

年 月 日

岐阜県知事 様
○○○農業委員会会長 様

住所
氏名

一時転用許可（・承認）に係る事業完了報告について

先に農地法第〇条の規定により一時転用の許可（・承認）を受けた土地について、下記のとおり転用事業を完了し農地に復元しましたので報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令〇〇第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m²
うち、農地面積 m²

5 事業目的

6 事業計画

着工 年 月 日
完了 年 月 日

7 事業完了の状況^{※3}

※参考事項：砂利採取法第24条の廃止届受理日 年 月 日

(記載要領)

※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 報告に際しては、農地復元後の写真を添付すること。

(別紙様式例第21号) 事業進捗状況管理表

年 月 日 転用許可申請知事許可分

○農地法第4条関係申請明細

番号	申請人住所・氏名	申請地の表示				納稅 猶予	農地区分 開発許可区分	用途番号	転用目的
		所在	地番	地目	地積				
1								~	
上記代理人									

○○○農業委員会

許可年月日	事業完了 予定期	進捗報告			完了報告	備考
		事業着手日	第1回	...		

○○○農業委員会

○農地法第5条関係申請明細

番号	申請人(譲受人)住所・氏名	申請地の表示				納稅 猶予	農地区分 開発許可区分	用途番号	転用目的
	申請人(譲渡人)住所・氏名	所在	地番	地目	地積				
1								~	

○○○農業委員会

許可年月日	事業完了 予定期	進捗報告			完了報告	備考
		事業着手日	第1回	...		

(記載要領)

- 本表は、毎年1月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
- 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
- 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。

(別紙様式例第22・23号) 農地台帳非登載確認申請書・農地台帳非登載確認書(参考例)

農地台帳非登載確認申請書

不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認願いたく申請します。

年　　月　　日

(土地所有者) 住　所
氏　名

○○○農業委員会　様
記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		
計					

2 土地現況の詳細等

農地台帳非登載確認書

第　　号

上記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認した。

年　　月　　日

○○○農業委員会

(別紙様式例第24号) 土地改良区の意見書(参考例)

農地法施行規則第30条第6号(同第57条の2第2項第3号)による意見書

年 月 日

岐阜県知事様
○○○農業委員会会長様

○○○土地改良区
理事長 ○○ ○○

当該転用申請に対する土地改良区の意見

1 地区の概要

事務所の所在				
事業概要				
地区面積 (m ²)	田	畠	その他	計
組合員数	人			

2 転用申請に係る土地(地区内に限る。)

面積 (m ²)	田	畠	その他	計	関係組合員数(人)
内訳	除斥を必要とする面積 (m ²)	田	畠	その他	計
	除斥を必要としない面積 (m ²)	田	畠	その他	計

3 転用により影響を受ける施設（土地改良区の管理に係るものに限る。）

種目	規模	構造	所在地	所有権者	影響の内容

(注.) 代替施設を必要とする場合は必要とする施設の概要及びその措置について記載すること。

4 転用に伴う取水・排水の周辺農地に及ぼす影響

区分	影響の内容
取水（用水）	
排水	

5 転用申請土地に係る決済

地目	要決済金額	積算根拠	決済の時期・方法
田		1m ² 当たり 円	
畠		1m ² 当たり 円	
その他			
計			

6 土地改良区と転用者（権利の移転を伴う場合は権利の取得者及び権利の移転者を含む。）との当該転用申請に係る協議の内容

(注.) 協定書、誓約書等関係書類を添付すること。

7 その他参考事項

（記載要領）

国、県、公団営土地改良事業の受益地である場合はその事業の概要（事業主体、事業規模、受益面積等）等参考となる事項を記載すること。

農地改良届出書

年 月 日

○○○農業委員会長 様

届出者
(土地所有者) 住所
氏名
電話
(耕作者) 住所
氏名
電話

下記のとおり農地の改良をしたいので届出します。

記

1 土地の所在、地番、面積並びに所有者及び耕作者の氏名

土地の所在	地番	地目	面積(m ²)	変更後の利用状況	所有者氏名	耕作者氏名
合計	m ²	[田	m ²	畠	m ²	その他() m ²]

2 農地改良を必要とする理由

3 事業予定年月日

着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

4 事業の内容

(1) 施工業者

住所
氏名

(2) 埋立土の種類

山土 その他 (具体的に :)

(3) 埋立土の採取場所

採取場所

(4) 改良の種類

湿田のかさ上げ 田畠転換 その他 ()

5 被害防除措置

6 作物作付計画の概要

添付書類

- (1) 当該地及びその周辺の分かる地図 [位置図]
- (2) 土砂の搬入、排出の経路の分かる図面 [位置図に記入してもよい。]
- (3) 造成(配水)方法の分かる図面 [造成(配水)計画概略図]
- (4) 届出者及び業者連名の産業廃棄物で埋立てしない旨の誓約書 (任意様式)

農地改良に伴う事業完了届

年 月 日

○○○農業委員会長 様

届出者 住所
氏名

年 月 日付けで届出した農地の改良について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 改良した土地

市	町	大字	字	番地
郡	村			
他	筆	m ²		

2 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 現況写真

(別紙様式例第 27 号) 雇用に関する協定書 (参考例)

雇用に関する協定書

○○市（以下甲という。）と、△△会社（以下乙という。）とは、乙の甲への◇◇◇出店計画（以下「本計画」という。）に伴う従業員の雇用について、次のとおり協定する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙は信義を重んじ、誠実にこの協定に定める条項を履行するものとする。

（建設する施設）

第2条 乙の建設する次の施設は、農業従事者（農業従事者の世帯員を含む。以下同じ）の安定的な就業機会の確保に資するものとする。

施設の種類：

施設の建設場所：

（農業従事者の雇用の確実性）

第3条 乙は従業員について、別紙雇用計画書のとおり農業従事者を採用し、農業従事者の就業機会を確保するものとする。

（雇用実績の報告等）

第4条 乙は、第2条に掲げる施設における雇用実績を、当該施設の供用開始後、甲に報告するものとする。

2 乙は、農地転用許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、甲に農業委員会と併せて提出するものとする。

（必要な措置等）

第5条 甲は、当該施設において雇用された者に占める農業従事者の割合が3割を満たない場合には、雇用計画の達成に向けて乙と調整を図るなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲が前項の措置を講じた場合には、その後、毎年、前条第1項の報告※をするものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、農地法等の趣旨に基づき、甲・乙両者協議の上、円滑な解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲

乙

※当該施設における雇用実績の報告を求める期間については、毎年とされていること。

（「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）第6-1-(1)-②イ参照）

雇用計画書

(転用事業者)

住所等

事業者名

1 転用事業に係る雇用計画

職種等	雇用者総数	うち、新たな地元雇用者数	
		うち、農業従事者数	
合計			(雇用割合 %)

2 農業従事者の割合が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために 講ずべき措置※等

※「講ずべき措置」の具体例としては、

- ・被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集すること
- ・近隣自治体に範囲を広げて再度募集すること

等が想定される。

(「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)
第2-1-(1)-イー(イ)-c-(c)参照)

(別紙様式例第28号) 雇用実績の報告状況等管理表

(別紙様式例第29号) 融資(見込)証明書(参考例)

融資(見込)証明書

(借入希望者)

住所
氏名 様

当方では、個人住宅建築に必要な資金融資について、下記のとおりあなたから相談を受けており、農地転用の許可を条件に、融資する見込みであることを証明します。

記

1 融資相談日

年 月 日

2 融資希望金額

円

3 住宅建築予定地

m²

年 月 日

(証明者)

金融機関名
支店名
担当者名
電話番号

(別紙様式例第30号) 転用資金に係る確約書(参考例)

転用資金に係る確約書

(農地法第 条許可申請者)

住 所

氏 名

記

資金の種別	① 貸付 ② 贈与
予定金額	
申請地	
事業の内容	

私は、上記の者が農地法第 条による許可申請するに当たり、私に資金があることを示す書面を添付のうえ、同人に転用事業に必要な資金を貸付・贈与する予定であることを確約します。

年 月 日

(資金の貸付・贈与者)

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

添付資料 残高証明書・預金通帳の写し
その他 ()

(別紙様式例第31号) 贈与契約書(参考例・記載例)

取入
印紙

贈与契約書

別紙目録記載の不動産は、贈与者 (A) の所有であるが、(A) はこれを受贈者 (B) に贈与することを約し、(B) はこれを受諾した。

なお、年月日までに別紙目録記載の不動産の引渡し及び所有権移転の登記を申請することを確約する。

本契約を証するため、この証書2通を作成し、各自その1通を保存するものとする。

年月日

贈与者 住所
氏名

受贈者 住所
氏名

別紙 土地その他の物件の目録

土地その他の物件の表示	
不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
所在地	○○市○○町一丁目
地番	23番
地目	畠
地積	123.45平方メートル

(別紙様式例第32号) 委任状(参考例)

委 任 状

住 所
氏 名

私は上記の者に下記のこととを委任する。

記

1 番地 m²

上記土地に係る農地法第〇条の規定による許可申請書の作成、申請、補正、取下げ、許可書の受領、許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限

年 月 日

住 所
氏 名

(別紙様式例第32号の2) (行政書士が代理人となる場合) 委任状(参考例)

委 任 状

事務所
氏名 行政書士
登録番号
連絡先

私は、上記の者を代理人と定め下記の事項に関する権限を委任する。

記

- 1 農地法第〇条の規定による許可申請書の作成、申請、補正、取下げ、許可書の受領、許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限
- 2 不動産（申請地）の表示

m²

- 3 転用の目的

私は以上の委任を明確にするため次に記名捺印する。

年 月 日

委任者
譲受人 住所
氏名
譲渡人 住所
氏名

(注意事項)

行政書士法上、行政書士でない者は、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができない等が規定され、罰則が定められています。

同 意 書

年 月 日

(地域計画に位置付けられた農業を担う者・耕作者)

住 所
氏 名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地において、一時転用に係る事業が実施されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 同意に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面積 (m ²)	権利の種類
計			

2 同意する事項

私は、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】

以下の記載事項を確認した上で、□をチェックしてください。

□① 一時転用に係る事業が完了※した後は、当該土地において耕作を行うこと。

※事業地が農地として使用し得る適切な状態に埋め戻されることをいいます。

□② ①に関して、事業完了後の土地が農地として使用し得る適切なものとなるため、

ア 事業完了後、地盤沈下が生じないようにすること

イ 事業完了後、農業機械の沈み込みや排水不良が発生する等の営農条件の支障が生じないようにすること

ウ 上記の事象が生じた場合は、転用事業者において速やかに是正措置が行われること

について、説明を受けたこと。

(記載要領)

(1) 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2) 対象となる土地は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づく地域計画が策定された農地をいいます。

(別紙様式例第34号) 農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）（参考例）

番 号
年 月 日

(転用事業者) 様

○○○農業委員会
会長 ○○ ○○
(公印省略)

農地転用に係る報告書等の提出について（依頼）

日頃より、当○○市町村の農政および農業委員会活動に対しご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、○○年○○月○○日には、あなたから申請された事業計画に基づく転用事業に対し農地転用許可がなされ、その許可条件として各種報告書等の提出が必要とされているところです。

については、農地法第4条第7項又は同法第5条第3項により、農業委員会を経由し、当該事業の実施状況について岐阜県知事に報告する必要があることから、農地転用許可の際に付された条件に基づき、別表において該当する提出書類を適切な時期に提出いただきますようお願ひいたします。

別表

状況等	提出書類	該当する転用事業	提出時期
該当 受理済	事業着手届	全て	転用事業に着手したとき
該当 非該当 受理済	事業完了報告書	全て	転用事業が完了したとき
該当 非該当 受理済	事業進捗状況報告書	全て	事業着手の日から3か月後 及びその後1年ごと
該当 非該当 受理済	事業実施状況報告書	資材置場等目的の 場合	事業完了の報告があった日 から6か月ごと 3年間
該当 非該当 受理済	栽培実績書 及び 収支報告書※	営農型太陽光発電 目的の場合	毎年2月末まで
該当 非該当 受理済	事業実施状況報告書	地域計画区域内に おける砂利採取の 場合	農地復元後から 6か月ごと 1年間

※新制度（R6.4.1以降）による許可のみ対象

(記載要領)

「状況等」の欄については、当該報告書等に係る提出状況等が判別できるようにするものとする。

- ・該当 … 報告書等の提出が確認できないもの
- ・非該当 … 報告書等の提出対象外となるもの
- ・受理済 … 報告書等を受理している状況となっているもの

農地転用許可後の事業計画変更承認申請書

岐阜県知事 様

年 月 日

計画変更申請者(承継者)

住所

氏名

当初事業計画者(譲渡人)

住所

氏名

下記土地に係る農地法第 条の規定による転用許可については、 年 月 日
付け岐阜県指令〇〇第 号をもって許可されましたが、下記のとおり計画変更
をしたいので、承認願います。

記

1 土地の表示

当初計画者	土地の所在の地番	地 目		面積 (m ²)	備 考
		台帳	現況		

2 当初計画者が、当初計画どおり事業を遂行できない理由

3 承継者の事業計画の詳細及び緊急性

・事業計画 変更前 着工 年 月 日 完了 年 月 日
変更後 着工 年 月 日 完了 年 月 日

4 事業計画に係る資金調達について(注.)

・資金調達計画 変更前 円
変更後 円

5 転用によって生ずる周辺農業の被害防除に関する施設の概要

6 その他

(留意事項)

事業計画変更後の必要資金額が当初許可申請時に必要としていた資金額を上回る場合は、改めて資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面の添付が必要となります。

(別紙様式例第36号) 事業計画変更関係申請明細書

事業計画変更関係申請明細書

(○○○農業委員会・○○農林事務所)

市 町 村	承継人住所・氏名	申請地の表示				農地区分	用途区分	当初許可	変更の概要			変更の理由
	譲渡人住所・氏名	所	在	地番	地目	面積(㎡)	開発許可区分		区分	変更前	変更後	
												承認日： 年 月 日
(説明欄)												

(記載要領)

説明欄は、分筆の状況等、詳細な説明の記載に使用し、不要な場合は欄を削除すること。

農地転用事業計画変更承認書

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙事業計画変更承認申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 承認後、3か月以内に事業に着手すること。また、着手後は遅滞なく事業着手届を、関係市町村農業委員会に提出すること。
- 承認に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から3か月後及びその後1年ごとに事業の進捗状況報告を、また、承認に係る事業が完了したときは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

- 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件承認を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は事業その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあること。
- 事業計画を変更しようとするときは、再度承認を受けること。
- 本件承認に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。
なお、本件承認に係る転用の目的が一時転用であるときは、事業完了報告時に土地の現況確認を受けること。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌

日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教 示〕※農地転用面積が4ha超となる場合

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号））第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長（愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第38号) 違反転用事案報告書提出に係る勧告書(農業委員会 → 違反転用者) (参考例)

勧 告 書

第 号
年 月 日

(違反転用者名) 様

〇〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

あなたは、次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項第〇号に該当しているので、早急に農地へ復元、又は違反を是正するために必要な措置等に係る下記の事項について書面により報告をするよう農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項に基づき勧告します。

また、農地へ復元する等違反を是正した場合は、当農業委員会までご連絡ください。

記

違反行為に係る土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
			登記簿	現 況		
法第51条第1項に該当する内容及びその理由						

1 違反転用発生年月日

2 違反転用の内容

3 違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業

4 違反転用に至るまでの経過

5 今後の対応方針

(別記39) 違反転用事案報告書(参考例)

様式例第4号の14改

違 反 転 用 事 案 報 告 書

岐阜県知事様

年 月 日

○○○農業委員会

農地法第51条第1項第○号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	年月日	違反転用発生年月日		年月日
違反転用の内容				
違反転用に關係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積(m ²)
	登記簿	現況		
違反転用に係る 関係者の氏名、 住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称	住所	職業
	土地所有者 一般承継人			
	違反転用に係る事業者			
	転得者			
	工事請負人			
	工事下請人			
転用許可処分の 内容	許可年月日			
	許可権者			
	許可に係る転用目的			
	許可に付した条件			
	許可を受けた転用事業者の 氏名、住所及び職業	氏名	住所	職業
違反転用に至る までの経過				
付近の農林水産業 又は生活環境への 被害の状況				
違反転用に関して 他の法令等により 許認可等を要する 場合は、その手続 等の状況				

土地利用計画との関係	<p><農業振興地域整備計画との関係></p> <p>○農業振興地域決定の有無： 振興地域内 ・ 振興地域外 (告示 年 月 日) ○農用地区域決定の有無： 農用地区域内 ・ 農用地区域外 (決定 年 月 日)</p> <p><都市計画との関係></p> <p>○都市計画区域決定の有無： あり ・ なし ○(ありの場合) 計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 年 月 日)</p> <p><その他></p>														
特定土地改良事業等の実施状況	<table border="1" data-bbox="350 557 1425 680"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th><th>事業実行者</th><th>施行面積 (m²)</th><th>違反転用に関する面積 (m²)</th><th>施工時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					事業の種類	事業実行者	施行面積 (m ²)	違反転用に関する面積 (m ²)	施工時期					
事業の種類	事業実行者	施行面積 (m ²)	違反転用に関する面積 (m ²)	施工時期											
関係者からの事情聴取の内容															
農業委員会のとつた措置															
農業委員会の意見															
その他参考となるべき事項															

(添付書類)

- 1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 2 位置図及び周辺状況図

(記載要領)

- 1 「土地利用計画との関係」欄は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載すること。
- 2 2回目以降の報告書にあっては、「〇〇年〇〇年〇〇日に報告をした農地法第51条第1項第〇号に該当する事案の現時点の状況について、次のとおり報告します。」と記載すること。

(別紙様式例第40号) 違反転用事案処理簿
違反転用事案の概要(年 月末)

(別紙様式例第40号) 違反転用事案処理簿
違反転用事案の概要(年 月末現在)

(別紙様式例第41号) 立入調査に係る身分を示す証明書(参考例)

(表)

(案)

身 分 証 明 書	
第 号	
所 属	
職	
氏 名	
有効期限	年 月 日
この者は、農地法第49条第1項の規定により他人の土地又は工作物に立入つて調査又は測量することができる者であることを証する。	
年 月 日	
岐阜県知事 ○○ ○○ 印	

(裏)

農地法(抜すい)

第49条(立入検査)

- 1 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 (略)
- 4 第1項の規定による立入は、工作物、宅地及びかき、さく等で囲まれた土地に対しては日出から日没までの間でなければならない。
- 5 (略)
- 6 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別紙様式例第42号) 勧告書(参考例)

様式例第4号の15改

年 月 日
第 号

(違反転用者名) 様

岐阜県知事 ○○ ○○

勧告書

あなたは、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、○○年○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。)

なお、これに応じない場合には、同項の規定による処分(命令)をする方針です。

そのため、これに対して意見があるときは、この通知を受けた日から起算して○日以内※に書面又は口頭によりその事情を弁明してください。

なお、口頭により弁明される場合には、事前にその旨を当庁に連絡の上、出頭願います。また、その際は意見の要旨を書面により提出してください。

※日時を指定する場合 ○○月○○日○○時まで

違反行為に係る土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	備考
			登記簿	現況		
法第51条第1項に該当する内容及びその理由						

(留意事項)

この通知を受けた日の翌日から起算して○日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職()に連絡してください。

(別紙様式例第43号) 勧告(・通知・命令)後の履行完了状況(・履行状況)報告書(参考例)

年 月 日

岐阜県知事 様
(○○○農業委員会会長 様)

住所
氏名

農地法第51条第1項第 号に基づく勧告(・通知・命令)後の履行完了(履行状況)報告について

先に、農地法第51条第1項第 号の規定により是正勧告(・通知・命令)を受けた土地の履行完了(履行状況)を下記のとおり報告します。

記

1 勧告(・通知・命令)年月日

2 勧告(・通知・命令)番号

3 違反行為に係る土地の所在

4 違反行為に係る地目、地積

5 違反行為の内容

6 勧告(・通知・命令)に係る履行完了状況(・履行状況)

勧告(・通知 ・命令)の内容	履行完了状況(・履行状況)		
	履行着手年月日 (又は予定年月日)	履行完了年月日 (又は予定年月日)	履行進捗率 (%)

(記載要領)

- 1 () 内において不要の語句があるときは、取消し線により抹消すること。
- 2 劝告、通知又は命令に係る履行完了状況（履行状況）は、記6に記入するとともにその概要を記載し必要に応じて是正されたことが分かる図面、現況写真等を添付すること。
- 3 是正処置が当初計画どおり進捗していない場合^{*1}は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。
※1 遅延又は未着手となっている場合
- 4 知事による勧告、通知又は命令に対する報告は、農業委員会、県農林事務所を経由して2部^{*2}提出すること。
※2 農業委員会、県農村振興課分

(別紙様式例第44号) 農地の無断転用に対する措置についての照会書（参考例）

農地の無断転用に対する措置についての照会書

年 月 日

○○農林事務所長 樣

○○○農業委員會會長（○○○農業委員會事務局長）

年　月　日付け第　号で　から照会のあった件につき
調査の結果、農地の無許可転用であることが判明したのでその取扱いについて照会
する

なお、その概要は次のとおりである。

記

1 調査年月日	年 月 日						
2 調査者氏名	農業委員 又は農地利用最適化推進委員				農業委員会担当職員		
3 土地の表示 と現況地目	所 在	地 番	登記簿 地 目	土地所有者の氏名・住所			現況地目
				氏 名	住 所		
4 他法令による規制関係	都 市 計 画 法 関 係			農 振 法 関 係			そ の 他
	線引都市計画		非線引都市計画	農振地域内		農 振 地域外	
	市街化 区 域	市 街 化 調整区域	用途地域	用 途 地 域外	農用地 区域内		農用地 区域外
5 違反転用の 経緯・概要							
6 付近農地への被害状況							
7 原状回復の 必 要 性 に ついて		原状回復の必要性が認められる。					
		原状回復の必要性が認められない。					
8 そ の 他 特記事項							
9 添付書類							

(別紙様式例第45号) 農地の無断転用に対する措置についての回答書（参考例）

農地の無断転用に対する措置に係る照会についての回答書

年　　月　　日

○○○農業委員会会長（農業委員会事務局長）　　様

岐阜県○○農林事務所長

年　　月　　日付け第　　号により貴農業委員会から照会のあった件
については、下記のとおり回答する。

記

照会のあった土地は、農地法に基づく原状回復命令が発せられる可能性が

	ある
	ない

(留意事項)

農業委員会から照会を受けた農林事務所長は、遅滞なく現地調査を行うとともに、その調査結果等に基づき、該当する箇所に○を記載すること。

(別紙様式例第46・47号) 農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可があつたことの
証明願・証明書(参考例)

証 明 願

年 月 日

岐阜県知事様

交付申請者 住所
氏名

下記の許可が、現在取り消されていないことを証明してください。

記

農地法第〇条の許可、 年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号

転用目的 :
申請地 :
譲受人 :
譲渡人 :

(市町村農業委員会の確認)

第 号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認しました。

農業委員会会長

許可があつたことの証明書

第 号
年 月 日

上記許可が、上記のとおり許可がされており、かつ、取り消されていないことを証明する。

岐阜県知事

(別紙様式例第48・49号) 農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書・土地現況確認書(参考例)

農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書

不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記農地転用許可(又は農地転用許可事業計画変更承認)に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年　　月　　日

(転用事業者) 住 所
氏 名

○○○農業委員会 様

記

1 農地転用許可に係る事項

転用事業者 住 所 氏 名							
譲渡人住所氏名							
農地転用許可区分	農地法第〇条の許可						
許可年月日番号	年　　月　　日付け岐阜県指令〇〇第　　号						
転用目的							
土地の所在	地番	地目	面積 (m ²)	備考			
登記簿	現況						
計							

2 農地転用許可計画変更承認に係る事項

変更後の 転事業者 住所・氏名					
変更前の 転用事業者 住所・氏名					
変更承認区分	転用事業者の変更		転用目的の変更	その他()	
承認年月日番号	年　　月　　日付け　　指令　　第　　号				
変更後の 転用目的					
変更前の 転用目的					
土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		
計					

3 農地転用許可書（事業計画変更承認書）を提出できない理由

4 その他

土地現況確認書

第　　号

上記のとおり相違ないことを確認する。

年　　月　　日

○○○農業委員会

(別紙様式例第50号) 農地法第4条の許可の取消願(参考例)

年　　月　　日

岐阜県知事 様

申請人 住所
氏名

農地法第4条の許可の取消願

年　　月　　日付け岐阜県指令〇〇第　　号でもって農地法第4条の規定により農地転用許可があった下記の土地については、許可を取り消し願います。

記

1 農地転用許可があつた土地

2 取消しを求める理由

(別紙様式例第51号) 農地法第5条の許可の取消願(参考例)

年　　月　　日

岐阜県知事 様

申請人（譲受人）住所
氏名

(譲渡人) 住所
氏名

農地法第5条の許可の取消願

年　　月　　日付け岐阜県指令〇〇第　　号でもって農地法第5条の規定により農地転用許可があった下記の土地については、許可を取り消し願います。

記

1 農地転用許可があった土地

2 取消しを求める理由

(別紙様式例第52号) 農地法第4条許可取消指令書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

農地法第4条の許可の取消しについて

年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号でもって農地法第4条の規定により農地転用許可した下記の土地については、申請に基づき許可を取り消す。

記

1 土地の所在

2 地目

3 面積

(別紙様式例第53号) 農地法第5条許可取消指令書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者 謙受者名) 様
(申請者 謙渡者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

農地法第5条の許可の取消しについて

年 月 日付け岐阜県指令〇〇第 号でもって農地法第5条の規定により農地転用許可した下記の土地については、申請に基づき許可を取り消す。

記

1 土地の所在

2 地目

3 面積

(別紙様式例第54号) 許可申請却下指令書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付で申請のあった農地法第〇条第〇項の規定による許可申請については、下記の理由により却下する。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	面積 (m ²)

2 理由

※記載例

本申請は 年 月 日付で申請人()から取り下げられ、農地法施行規則第10条第1項(又は農地法施行規則第50条第1項)に規定する連署の要件を欠くため。

[教 示] ※農地転用面積が 4 ha 以下となる場合

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第55号) 農地転用不許可指令書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記の理由により許可しない。

記

- ・許可しない理由

〔教 示〕 ※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求することができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請することができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第56号) 農地転用事業計画変更不承認書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号
年 月 日

(申請者名) 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

別紙申請については、下記の理由により承認しない。

記

- ・承認しない理由

[教 示] ※農地転用面積が4ha以下となる場合

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙様式例第57号) 買受適格証明願(参考例)

買受適格証明願

岐阜地方裁判所 支部、 年()第 号公告に係る別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明するため、下記農地転用許可に係る転用の目的を達成することができる者であることを確認願いたく申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

岐阜県知事 様

記

転用事業者 住所 氏名							
農地転用許可区分	農地法第5条の許可						
転用目的							
土地の所在	地番	地目	面積(m ²)	備考			
		登記簿 現況					
計							

(記載要領)

- 1 買受適格証明願の添付書類として以下の書面が必要となること。
 - (1) 農地法第5条の許可申請書(譲渡人は空白)
 - (2) 上記申請に必要となる全ての添付書類
- 2 買受適格証明書が交付され、競売に入札し落札したときは、所有権移転のため、再度農業委員会に農地法第5条の許可申請をし、許可書の交付を受けることが必要となること。また、その際は、原則許可となること。
- 3 当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し付けないこと。

(別紙様式例第58号) 買受適格証明書(参考例)

岐阜県指令〇〇第 号

買受適格証明書

岐阜地方裁判所 支部、 年() 第 号公告に係る
別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県知事 〇〇 〇〇

割

印

(別紙様式例第59号) 農地賃貸借解約書(参考例)

農地賃貸借解約書

下記土地についての賃貸借契約を 年 月 日付けで合意解約し、賃借人は
賃貸人に対し 年 月 日に土地を引き渡すこととする。

年 月 日

(賃貸人) 住所
氏名

(賃借人) 住所
氏名

記

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		

※空欄の最上欄に(以下余白)と記載すること。

(留意事項)

農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手—農地中間管理機構(以下「機構」)」と「機構—受け手」の合意解約書がそれぞれ必要となります。

(別紙様式例第60号) 農地使用貸借解約書(参考例)

農地使用貸借解約書

下記土地についての使用貸借契約を 年 月 日付けで合意解約し、使用借人は使用貸人に対し 年 月 日に土地を引き渡すこととする。

年 月 日

(使用貸人) 住所
氏名

(使用借人) 住所
氏名

記

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		

※空欄の最上欄に(以下余白)と記載すること。

(留意事項)

農地中間管理事業により転貸された農地を地権者に返還する場合、「出し手—農地中間管理機構(以下「機構」)」と「機構—受け手」の合意解約書がそれぞれ必要となります。

(別紙様式例第61号) 非農地通知書(参考例)

非農地通知書

年 月 日

樣

○○○農業委員會
會長 ○○ ○○

貴殿が所有（借受）する土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。

なお、農業委員会は、下記土地について、農地台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。

記

非農地通知一覽表

年月日現在
○○○農業委員會會長 ○○ ○○

(別紙様式例第63号) 「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供(参考例)

農委第 号
年 月 日

農地中間管理機構
一般社団法人岐阜県農畜産公社
理事長 ○○ ○○ 様

○○○農業委員会
会長 ○○ ○○

「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供

「農地法の運用について」第3-5-(3)の規定に基づき、利用意向調査を実施しましたので、その農地の状況等について情報提供します。

記

(対象農地) 別紙一覧のとおり

(別紙様式例第63号の2) 「農地法の運用について」第3-5-(3)に基づく情報提供に係る対象農地別紙一覧(参考例)

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表(年)

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表(年)

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表
【記入要領】

- 1 本様式は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。）第3の5の(3)に基づき、農業委員会から農地中間管理機構への情報提供を行うために農業委員会が作成する。
 - 2 農地中間管理機構は、本様式の記載事項を参考に、農地中間管理権を取得する基準に適合するかを判断することから、農業委員会は、機構が判断をするのに十分な情報を記入する。
 - 3 農業振興地域外の遊休農地については記入しない。
 - 4 「2. 遊休農地の状況」、「3. 特記事項」、「4. 農業委員会」の各欄は、次のとおり記入する。
なお、「耕作に支障となる場合」とは、当該農地で一般的な耕作を行う場合を想定すること。
 - ・「(1)再生の難易度」欄は、荒廃の状況（雑草や竹木の繁茂、石礫や廃棄物等の混入、排水不良等）を踏まえ、耕作を再開するに当たっての難易度を低（容易）、中（中程度）、高（困難）で記入する。
 - ・「(2)基盤整備未実施」欄は、基盤整備が行われていない場合は○を記入する。
 - ・「(3)急傾斜・不整形・狭小」欄は、周辺農地と比較して傾斜が大きい場合や、区画が不整形・狭小で農業機械による作業に支障が生じるなど、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - ・「(4)日照不足」欄は、周囲を森林に囲まれて、日照が著しく阻害されており、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - ・「(5)進入路無」欄は、当該農地に侵入するための道路がない場合は○を記入する。
 - ・「(6)水路・用水無」欄は、水路がない、地下水利用ができないなど、用水が確保できず、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - ・「(7)隣接農地との接続無」欄は、他の農地と隣接しておらず、団地化が見込めない場合は○を記入する。
 - ・「(8)境界未確定・不明等」欄は、境界が確定していない場合や、杭や畦畔で境界が判別できない場合、境界に関して隣接土地所有者と紛争等が生じている場合は○を記入する。
 - ・「(9)鳥獣被害等有」欄は、当該農地又はその周辺で鳥獣被害等が発生しており、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - ・「(10)登記状況」欄は、当該農地の登記状況について、登記済、相続未登記、仮登記有、抵当権有等の状況を記入する。
 - ・「(11)基盤整備・再生計画」欄は、当該農地について、基盤整備事業や荒廃農地を再生する事業の計画があれば、○を記入する。
 - ・「(12)地域計画作成」欄は、当該農地の所在する地域で地域計画が作成されていれば、○を記入する。
 - ・「(13)借受意向」欄は、当該農地の借受意向について、A（意向あり）、B（再生されること等の条件付きで意向あり）、C（意向なし）のように記入する。
 - ・「(14)特記事項」欄は、上記のほか、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う場合に参考となる事項を記入する。
(例) ①周辺一帯が遊休農地化しており一体的な解消が必要、②使用貸借可能、
③土地改良賦課金有り、④直接支払制度を活用している地域、⑤周辺で企業が参入、
⑥集落営農法人の活動エリア 等
 - ・「(15)担当農業委員・推進委員名」、「(16)連絡先」欄は、当該エリアを担当している農業委員又は農地利用最適化推進委員の氏名、連絡先を記入する（必要に応じて農地中間管理機構から問い合わせを行う）。
- 5 本様式には次の資料を添付する。
- ①当該農地の位置図（所在が分かるもの）
②当該農地の写真（荒廃状況や隣接土地の状況等、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う際に参考となるもの）

本様式例は標準的な様式を示すものであり、実際の様式や添付資料については、地域農業の特性を踏まえ、農地中間管理機構と関係機関が協議の上、作成するものとする。